

目次

前文

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 推進計画等（第十条・第十一条）

第三章 基本的施策

第一節 スポーツ活動の推進（第十二条—第十九条）

第二節 スポーツを推進する人材の育成（第二十条・第二十一条）

第三節 スポーツを推進する環境づくり（第二十二条—第二十五条）

第四節 スポーツを通じた地域振興等（第二十六条—第二十八条）

第四章 雑則（第二十九条・第三十条）

附則

スポーツは、する人に楽しさと喜びを、見る人と応援する人に勇気と感動を与えるものである。

スポーツは、生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営む上で大きな役割を果たすものである。

スポーツは、青少年の体力を向上させ、他者を尊重する精神や克己心、規範意識を培い、その健全育成に大きな影響を及ぼすものである。

スポーツは、人々の交流を促進し、地域の一体感や活力の醸成に寄与するものである。本県は、これまで、オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会で活躍する数々の名選手を輩出してきた。

本県は、様々なプロスポーツチームが本拠地を構え、国際的な規模のスポーツの競技会が開催されることで、スポーツを目的に全国から多くの人々が集まり、スポーツを通じた交流が進んでいる。

本県では、子どもから高齢者まで多くの県民がそれぞれの体力や技能、興味、関心、目的に応じてスポーツを楽しみ、体力の向上や健康づくりに取り組んでいる。

このような恵まれたスポーツの環境は、本県の強みである。その強みを生かし、県民のスポーツ活動を活性化することにより地域に活力をもたらし、スポーツの力により活性化した地域がさらにスポーツを支援できる力を発揮する好循環を生み出すため、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって県民の心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会を実現することを目指し、この条例を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、スポーツの推進に関し、基本理念を定め、県の責務等を明らかにする

とともに、スポーツの推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ計画的に施策を推進し、もって県民の心身共に健康で文化的な生活及び活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 スポーツ 心身の健全な発達、健康及び体力の保持増進、精神的な充足感の獲得等のために個人又は集団により行われる運動競技その他の身体運動(レクリエーションとして行われる身体運動等を含む。)をいう。
- 二 スポーツ活動 スポーツを行い、若しくは観覧し、又は支えることをいう。
- 三 全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会 全国的な規模のスポーツの競技会又はオリンピック競技大会、パラリンピック競技大会その他の国際的な規模のスポーツの競技会をいう。
- 四 スポーツ選手 スポーツの競技会に出場することを目的としてスポーツを行う者(プロスポーツ選手を除く。)をいう。
- 五 スポーツにおける健全性等 スポーツにおける健全性、誠実性及び高潔性をいう。
- 六 プロスポーツ選手 業としてスポーツを行う者をいう。
- 七 指導者 監督、コーチ等スポーツに関する指導及び助言を行う者をいう。
- 八 スポーツ団体 スポーツの振興のための事業を行うことを主たる目的とする団体(プロスポーツチームを含む。)をいう。
- 九 プロスポーツチーム プロスポーツ選手が所属し、興行(不特定又は多数の者に見せることをいう。)としてスポーツを行う団体をいう。
- 十 事業者 県内で事業を営む個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第三条 スポーツは、県民が生涯にわたって、その適性、興味、関心等に応じて、自主的かつ主体的に親しむことができるよう推進されなければならない。

- 2 スポーツは、青少年の運動能力の向上が図られるとともに、健全な心身が培われ、豊かな人間性がはぐくまれるよう推進されなければならない。
- 3 スポーツは、障がいのある人が自主的かつ主体的にスポーツ活動に親しむため、障がいの状態に応じて必要な配慮及び支援が行われ、障がいのある人の個性及び能力が発揮され、並びに社会参画に寄与するよう推進されなければならない。
- 4 スポーツは、スポーツ選手が全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができる等、その競技水準が向上するよう推進されなければならない。
- 5 スポーツは、スポーツにおける健全性等が向上するよう推進されなければならない。
- 6 スポーツは、スポーツ活動における安全の確保が図られるよう推進されなければならない。

- 7 スポーツは、県民の心身の健康の保持増進が図られるよう推進されなければならない。
- 8 スポーツは、世代間及び地域間の交流を促進し、地域社会の活性化に寄与するよう推進されなければならない。
- 9 スポーツは、スポーツに係る国際的な交流を通じて、国際相互理解に寄与するよう推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、スポーツに関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(スポーツ選手等の役割)

第五条 スポーツ選手、プロスポーツ選手、指導者及びスポーツ団体は、スポーツにおける健全性等の向上に努めるものとする。

(指導者の役割)

第六条 指導者は、スポーツに関する指導及び助言を行う上で必要となる知識及び技能の向上に努めるものとする。

(スポーツ団体の役割)

第七条 スポーツ団体は、スポーツの普及及び競技水準の向上に自主的かつ主体的に取り組むよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第八条 事業者は、県及び市町村が実施するスポーツの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国、市町村等との連携)

第九条 県は、スポーツの推進に当たっては、国、市町村、県民、スポーツ団体及び事業者との連携に努めるとともに、相互の連携が図られるよう努めるものとする。

第二章 推進計画等

(推進計画)

第十条 知事は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）第十条に規定する地方スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 知事は、推進計画を定めるに当たっては、福岡県スポーツ推進審議会に意見を聴くとともに、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 知事は、推進計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

4 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

(福岡県スポーツ推進審議会)

第十一条 県に福岡県スポーツ推進審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、前条第二項（同条第四項において準用する場合を含む。）に規定する事項を処理するほか、知事又は教育委員会の諮問に応じ、スポーツの推進に関する重要事項を調査審議する。

3 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事又は教育委員会に意見を述べることができる。

4 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第三章 基本的施策

第一節 スポーツ活動の推進

(県民参加の促進)

第十二条 県は、県民のスポーツ活動への参加を促進するため、県民のスポーツに対する興味、関心及び理解を深める施策、スポーツ活動への意欲を高める施策その他の必要な施策を講ずるものとする。

(生涯にわたるスポーツ活動の推進)

第十三条 県は、県民が生涯にわたって年齢、性別、障がいの有無等に関わらず、体力、技能、興味、関心、目的等に応じてスポーツ活動に参加することができるよう、多様なスポーツ活動に参加する機会の創出その他の必要な施策を講ずるものとする。

(幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進)

第十四条 県は、幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進を図るため、幼児期及び学齢期のスポーツ活動の推進に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(学校におけるスポーツ活動の推進)

第十五条 県は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校におけるスポーツ活動の推進を図るため、教員の資質向上のための研修、地域におけるスポーツ活動を担う人材の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(高齢者のスポーツ活動の推進)

第十六条 県は、健康寿命を延伸し、高齢者が生きがいをもって豊かな生活を営むことができるよう、高齢者のスポーツ活動の推進に関する普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

(女性のスポーツ活動の推進)

第十七条 県は、女性のスポーツ活動の推進を図るため、指導者及び女性のスポーツ活動の推進に寄与する人材の育成、女性のスポーツ活動の普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、女性の身体的又は生理的な特徴に鑑み、女性のスポーツ選手が医学的かつ科学的な知識に基づいた支援を受けることができるよう必要な施策を講ずるものとする。

(障がいのある人のスポーツ活動の推進)

第十八条 県は、障がいのある人のスポーツ活動の推進を図るため、障がいのある人の競技水準向上のための取組、障がいのある人のスポーツ活動に携わる人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、障がいのある人のスポーツ活動に対する理解を深めるために必要な広報及び啓発を行うとともに、障がいのある人及び障がいのない人が共にスポーツを楽しみ、並びに互いを理解し、及び尊重しつつ、体を動かす喜びを感じることができる機会を提供するために必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、障がいのある人が安全にかつ安心してスポーツ活動を行うことができるよう、利用しやすい施設の整備、福岡県障がいを理由とする差別の解消の推進に関する条例(平成二十九年福岡県条例第十一号)第二条第五号に規定する合理的配慮の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(健康の保持増進等)

第十九条 県は、スポーツを通じた県民の健康の保持増進、疾病予防等を図るため、運動習慣の定着に向けた取組、適切な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 スポーツを推進する人材の育成

(スポーツ選手の育成)

第二十条 県は、スポーツ選手が全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会において優秀な成績を収めることができるよう、スポーツ選手の計画的な育成、スポーツに関する医学的かつ科学的な知識の活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

(指導者の育成等)

第二十一条 県は、指導者等の育成及び資質の向上並びにその活用その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、優秀なスポーツ選手及び優秀な指導者等が、その能力を幅広く社会に生かすことができるよう必要な施策を講ずるものとする。

第三節 スポーツを推進する環境づくり

(スポーツ施設の整備等)

第二十二条 県は、スポーツ施設の整備に努めるものとする。

2 県は、県民がスポーツ施設を安心して利用できるよう、スポーツ施設の安全の確保、利便性の向上等に努めるものとする。

3 県は、県が有する学校、公園及びスポーツ施設をスポーツ活動の場として有効に活用できるよう、必要な施策を講ずるよう努めるものとする。

(スポーツに関する情報の提供)

第二十三条 県は、スポーツの推進を図るため、県民等に対してスポーツに関する情報の提供を行うものとする。

(スポーツにおける健全性等の向上)

第二十四条 県は、スポーツにおける健全性等の向上を図るため、体罰、暴力その他ハラスメント行為の防止のために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツ活動における事故の防止等)

第二十五条 県は、スポーツ活動による事故、外傷、障がい等を防止し、及びこれらの軽減を図るための啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 スポーツを通じた地域振興等

(スポーツを通じた地域間交流の促進等)

第二十六条 県は、地域間交流及び住民相互の交流の促進を図るため、市町村等が行うスポーツを活用した取組への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、全国的又は国際的な規模のスポーツの競技会等を誘致し、及び開催し、並びにスポーツの強化合宿等を誘致するために必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツを通じた地域経済の活性化)

第二十七条 県は、スポーツ産業の振興をはじめとするスポーツを通じた地域経済の活性化を図るため、事業者等への情報提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(スポーツを通じた国際交流の推進)

第二十八条 県は、国際相互理解の増進に寄与するため、スポーツを通じた国際交流その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四章 雑則

(表彰)

第二十九条 知事は、スポーツにおいて顕著な成果を収めたもの及びスポーツの振興に寄与

したものを表彰することができる。

(財政上の措置)

第三十条 県は、スポーツの推進に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている推進計画は、第十条第一項の規定により定められた推進計画とみなす。

3 この条例の施行の日の前日において、福岡県スポーツ推進審議会条例（平成二十四年福岡県条例第五十号）の規定により設置された福岡県スポーツ推進審議会の委員は、この条例の施行の日をもって、別に辞令を用いなくてこの条例の規定により設置された福岡県スポーツ推進審議会の委員に任命されたものとする。

(福岡県スポーツ推進審議会条例の廃止)

4 福岡県スポーツ推進審議会条例は、廃止する。